

寛政期の長崎唐船貿易——船牌を中心に——

松 浦 章

摘要・寛政期の日中関係の一成果に『清俗紀聞』がある。当時の長崎奉行中川忠英のもとに幕臣近藤重蔵や長崎の貿易関係者そして長崎来航の唐人等の協力を得て完成したものである。江戸時代のいわゆる「鎖国」時代の長崎に来航した唐人中国人から中国の江南等の風俗・慣行・文物について聞き書きし、繪圖をそえてまとめた書である。

その中の巻十、羈旅に「船牌」が見られる。「船牌」は乾隆六十年（寛政七、一七九五）当時に長崎来航した唐船が出港時に中国の海關すなわち税関等から出港許可を得た関係許可書を掲載している。日本との銅貿易に従事した唐荷主の錢氏の事績の一端や乍浦の船行すなわち牙行の存在なども知られる貴重な史料を提供している。

そこで「船牌」に依拠しながら寛政期の長崎貿易について見てみたい。

「キーワード」 清俗紀聞 船牌 唐船 錢氏 長崎貿易

一 緒言

清の乾隆年間末期から嘉慶年間の初期に相当する江戸寛政期の日中関係の一成果に『清俗紀聞』がある。当時の長

崎奉行中川忠英なかがわたてる（一七五三—一八三〇）のもとに近藤重蔵等の幕臣や長崎の貿易関係者そして長崎来航の唐人等の協力を得て完成したものである。江戸時代のいわゆる「鎖国」時代の長崎に来航した唐人中国人から中国の江南等の風俗・慣行・文物について聞き書きし、繪圖をそえてまとめた書である。

その中の巻十、羈旅に「船牌」が見られる。「船牌」は乾隆六十年（寛政七、一七九五）当時に長崎来航した唐船が出港時に中国の海關すなわち税関等から出港許可を得た関係許可書を掲載している。日本との銅貿易に従事した唐荷主の錢氏の事績の一端や乍浦の船行すなわち牙行の存在なども知られる貴重な史料を提供している。そこで「船牌」に依拠しながら寛政期の長崎貿易について見てみたい。

二 「船牌」の出典—『清俗紀聞』について

『清俗紀聞』は江戸時代のいわゆる「鎖国」時代の長崎に来航した唐人中国人から中国の江南等の風俗・慣行・文物について聞き書きし、繪圖をそえてまとめた書である。¹⁾

本書の跋において編者の中川忠英は次のように述べている。

さきに余が崎陽に在任中、政務のひまに近藤守重と林貞裕に命じて清の商人に清国の俗習を問わせ、これをかたはしから筆記させ図を画かせた結果がこの一書となった。²⁾

と記した内容がこの書の成立過程を的確に記している。

中川忠英は、江戸時代後期の旗本で中川忠易の五男。幼名は勘三郎。字は子信。号は駿臺。官途は、寛政七年二月五日に長崎奉行になった。同年七月朔日に叙任され従五位下・飛騨守となった。³⁾ 中川飛騨守忠英は、寛政七年（一七

九五)より同九年(一七九七)まで三年間在任した。⁽⁵⁾ 遠山景晋(一七五二—一八三七)、石川忠房(一七五五—一八六三)とともに「文政三傑」と呼ばれた、文政年間の能吏として称えられた。ちなみに遠山左衛門尉景晋も文化九年(一一二)より長崎奉行に就任、同十三年(一八一六)まで五年間在任した。⁽⁶⁾ 遠山の長崎奉行在任の日記が『長崎奉行遠山景晋日記』として知られている。⁽⁷⁾

また中川忠英は蔵書家としても知られ、彼の旧蔵書の一部が現在も内閣文庫に納められており、漢籍約十部、国書七十余部が納められ、そのなかには、『大清一統志』、『松江府志』、『湖州府誌』などの清代中国の地誌などもふくまれている。

その中川忠英が編者となつてまとめたのが『清俗紀聞』全十三巻、中川忠英編、寛政十一年(一七九九)刊である。その内容は、簡単に言えば中国江南の風俗慣行の聞き取り調査とも言えるであろう。中川忠英の附言に

この書は崎陽(長崎)へ来る清人にその国、民間の風俗を尋ね問いて、一々この邦の語に直してしるす処なり。もとより清國東西風儀異にし、南北俗を殊にすれば、この編をもて普く清國の風俗と思ひ誤ることなかれ。いま崎陽へ来る清人多く江南浙江の人なれば、ここに記す処もまた多く江南浙江の風俗としるべし。⁽⁸⁾とある。

今でもそうであるが、現代日本人に中国についての地域差を問うても正確な返答が返つてこないが、江戸時代においても同様で清国の東西南北の地域差を認識することは困難であつたらう。

そのような時代において中川忠英はこの書の編集を企図したのであつた。しかし中川忠英は本書の以前に『續清朝探事』をまとめていた。⁽⁹⁾『清朝探事』は享保年間に徳川将軍吉宗が儒員の荻生北溪を通じ深見有隣が取り次いで長崎唐通事の彭城藤右衛門の通訳で来日した朱佩章に清朝事情に関して問答したものである。⁽¹⁰⁾これは刊行されず未完のま

までであったが、中川忠英も知っていたので、その續編を企図したのであろう。

ところで『清俗紀聞』は以下のように構成されている。

禮帙 卷一、年中行事

樂帙 卷二、居家

謝帙 卷三、冠服 卷四、飲食 卷五、閨学

御帙 卷六、生誕 卷七、冠禮 卷八、婚禮

書帙 卷九、賓客 卷十、羈旅 卷十一、喪禮

數帙 卷十二、祭禮 卷十三、僧徒

以上の巻である。六芸を六帙、六冊に順序付け十三巻にわけ、年中行事、住居、服飾、飲食、教育、冠婚葬祭、旅行、僧侶などについて中国江南の風俗習慣などを中心に記述している。各巻とも文と繪圖の占める割合が高く繪圖の役割が極めて大きい。¹³⁾

本書の特徴の一つであるのが圖繪である。中川は「附言」において、

圖繪は崎陽の画師を清人の旅館へ遣わし、聞くに随いて圖し、いささか違ふことあれば清人すなわちこれを正し、あるいは清人圖して示すものも多し。問答あまたたびにして始めて全き事を得たり。見る者うたがいを生ずることなかれ。¹⁴⁾

とまで自信をもって描かれたものであった。その長崎の画人の一人が石崎融思である。

石崎融思（一七六八—一八四六）は、唐絵目利の荒木元融の子として生まれる。父から漢画・洋風画を学び、ガラス絵の絵付け法も習得。父元融の師である御用絵師兼唐絵目利であった石崎元徳（？—一七七〇）¹⁵⁾からも洋風画を学

ぶ。その石崎元徳の養子となつて石崎姓を名乗つた。長崎の唐絵目利は長崎奉行の配下にあつて輸入品を一一丁寧に写させ描写させ、寸分相違しないものを描く筆法を身につけた。異国からの渡来の名品は必ず奉行の命令で模写させられたのであつた。¹⁶ 中国から輸入された書画類の鑑定、價格の評価など他の輸入品も唐物目利が行つていた。延宝元年（一六七三）に唐絵目利が一人任命され、元禄元年（一六八八）に一人追加され、宝永二年（一七〇五）に手伝一人が加えられた。¹⁷

このようなことから唐絵目利の画法として写實的描写法が備わつていたものと思われる。

このため石崎融思は、

沈南蘋の模写を多くした。今日、市場に南蘋の偽物にて、筆力巧妙なる物の現れるのは、殆んど、融思の模写と思へばいい。¹⁸

とされるように石崎融思は力量のある画師であつた。

それとともに中川忠英のもとで本書のまとめ役と考えられるのが近藤守重である。

近藤重蔵（一七七一一八二九）は、江戸時代後期の幕臣（旗本）、探検家。諱は守重、号は正齋・昇天真人。五度にわたつて蝦夷地探検をおこなつた。幼少の頃から「神童」と呼ばれ、八歳で四書五経を誦んじ、十七歳で私塾「白山義学」を開くなど、並々ならぬ学才の持主であつた。生涯、六十余种一千五百余巻の著作を残している。父の隠居後の寛政二年（一七九〇）に家督を相続し、御先手組与力として出仕、火付盗賊改方としても勤務した。寛政六年（一七九四）には、聖堂学問所（一七九七年より昌平坂学問所）の学問吟味を優秀な成績で合格し、褒章を受けた。寛政七年（一七九五）に、長崎奉行手付出役となり、奉行中川忠英の命を受けて『清俗紀聞』の編纂に従事し、長崎では『安南紀略臺』などを著し献上している。¹⁹ 寛政九年（一七九七）四月、奉行中川忠英の勘定奉行転任にともない江戸

に帰参し、同年十二月、御先手組与力から支払勘定方となり、中川忠英の兼務する関東郡代付出役に任じられた。²⁰⁾
『清俗紀聞』編纂に協力した清人は次の者であった。

清國蘇州 孟 世燾 蔣 恒 顧 鎮 湖州 費 肇陽

杭州 王 恩溥 周 恒祥 嘉興 任 瑞²¹⁾

とあるがこの内の孟世燾について知られる。文政年間（一八一八—一八二九、嘉慶三—道光九）の稿本である『長崎名所圖繪』巻二下、唐館に、

孟涵九は名は世燾、字は涵九といふ。これもまた浙江省乍浦の人なり。明齊（陸明齊）よりはおよそ十年あまりも後なるべし。寛政のころ長崎の館中にありて、日本のいろは仮名を學びて、古歌など臨模し、書を乞ふ者あれば専らに書き與へけり。²²⁾

とあるように、同書には「孟涵九假名書」の図がみられる。²³⁾ 孟世燾は字は涵九で、長崎の貿易記録などには孟涵九として知られる。孟涵九の名は享和三年（嘉慶八、一八〇三）の王氏番外船の船主であったことがわかる。²⁴⁾ 孟涵九世燾の例で明らかのように、清人は、日本では孟涵九と称して記録され、名の世燾が記録されることは極めて稀である。

『清俗紀聞』は風俗慣行を主とする内容であるが、当時の現実な記録が鞆旅、巻十、鞆旅行李に見える「船牌」である。乾隆六十年（寛政七、一七九五）九月発行の「平湖縣印照（全体図と拡大図）」、「粘縣牌掛號之圖（全体図と拡大図2）」、乾隆六十年十月発行の「聯單」、乾隆六十年十月発行の「部牌（全体図と拡大図）」、乾隆六十年十月発行の「浙海關船照（全体図と拡大図）」、浙江布政司発行の「憲照（全体図と拡大図）」²⁵⁾といずれも乾隆六十年発行のもので、『清俗紀聞』の成立年代と現実に一致する。「船牌」の説明には、

民商、外國に通商する時は、海路なれば船牌をその地の知縣へねがい出で領牌す。その船牌都合四枚あり。撫院

より一枚、これを部牌という。布政司より一枚、これを司照という。知縣より一枚、これを縣牌という。海防廳より一枚、これを廳照という。右四枚を持つて津口の塘汎へ至り、荷物のあらためならびに牌のあらためを請くる。このとき塘汎よりその役所の印を押したる紙を縣牌ばかりに粘りてわたす。これを掛號(26)という。とあり、そのなかでも次の記述は重要である。

浙江嘉協右營の「掛號」に、

該船於六十年九月二十一日到口、十月二十五日將藥材等出口、往東洋。(27)

とあり、この唐船は乾隆六十年（寛政七、一七九五）九月二十一日（一七九五年一月二日）に乍浦に入港し、ふたたび十月二十五日（二月五日）に乍浦から藥劑などを積載して東洋すなわち日本に向かった。また浙江乍浦海防分府の「掛號」には、

查驗船戶范三錫、於乾隆六十年九月二十一日、裝載紅銅進口、於本年十月二十五日裝糖・藥材等貨物出口、帶食米壹百石往東洋。(28)

とあるように、船の所有者である船戶は范三錫で、乾隆六十年九月二十一日に紅銅すなわち洋銅こと日本銅を積載して乍浦に帰帆したのであった。そしてふたたび、同年十月二十五日に砂糖や藥劑などを積載し、船中での食料とする食米を百石積載して日本へ赴いたのである。船戶范三錫の名は日本側の記録では見られ無いが、清朝の中日関係に関する檔案に「船戶范三錫」として見られる。(29)この浙江嘉協右營と浙江乍浦海防分府の「掛號」の日付からほぼ一箇月、帰港から出港まで三十四日のみで日本から帰帆して再度日本へ赴いたことが判る。

さらに浙江海關の「商照」に、

接辦官商錢鳴萃之子錢繼善採辦銅觔

浙海關商照(30)

とあり、当時の中国側荷主の名が見える。天明八年（乾隆五三、一七八八）に辨銅官商が王世榮から錢鳴萃にかわり、錢氏は、『統長崎實録大成』卷八に「唐船進港并雜事之部」の寛政八年（嘉慶元、一七九六）の条に「錢氏方ハ去年限りニテ」³²と寛政七年（乾隆六〇、一七九五）に交替しているから天明八年（乾隆五三、一七八八）から寛政七年（乾隆六〇、一七九五）まで七年間にわたり辨銅官商であったから「清俗紀聞」の記述とも合致する。さらに「憲牌」に見られる「行商費順興」、「商夥費順興」³³であるが、費順興であるが寛政五年（一七九三）の丑四番船船主としての長崎来航が知られ、長崎の他の記録でも寛政三年（乾隆五六、一七九一）九月から同八年（嘉慶元、一七九六）四月までの長崎来航が確認できる。³⁵

さらに「聯單」に、

今據牙人謝順興具報、平湖縣船戸范三錫・舵水共二十八名、裝商費晴興、糖・藥材等貨、前往東洋處貿易、經過汎口驗明放行、毋違須單。³⁶

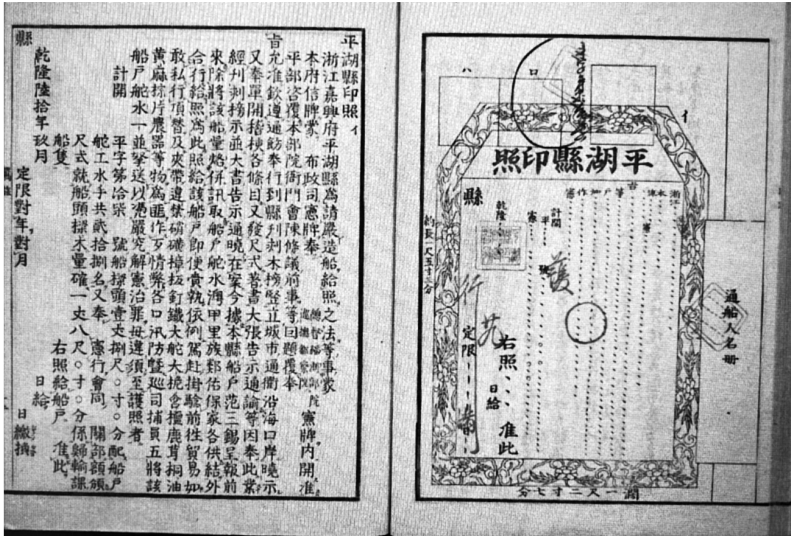
とある牙人謝順興は、費晴興の誤りとの解釈があるが、牙人謝順興は清代における船舶関係に關与する「船行」と言う牙行であった。³⁸乾隆四十八年（一七八三）三月二十一日付の江蘇巡撫閔鶚元の奏摺に、同じ謝氏が洋貨行としても知られる。

……上年冬間、買存土茯苓三百五十六包、共價銀一千七百餘兩、因上屆所發洋船、不能全行裝載、現存乍浦謝永和洋貨行內、又范清濟自己置造萬日新・范常吉洋船二隻、約值工價銀一萬兩、再魏宏勝・林永順・周萬順・何廷寶四家船戶有陸續將船抵借范清濟銀二萬三千七百餘兩。又外洋日本貨行有掛欠范清濟名下貨價銀五萬四千六百餘兩。³⁹

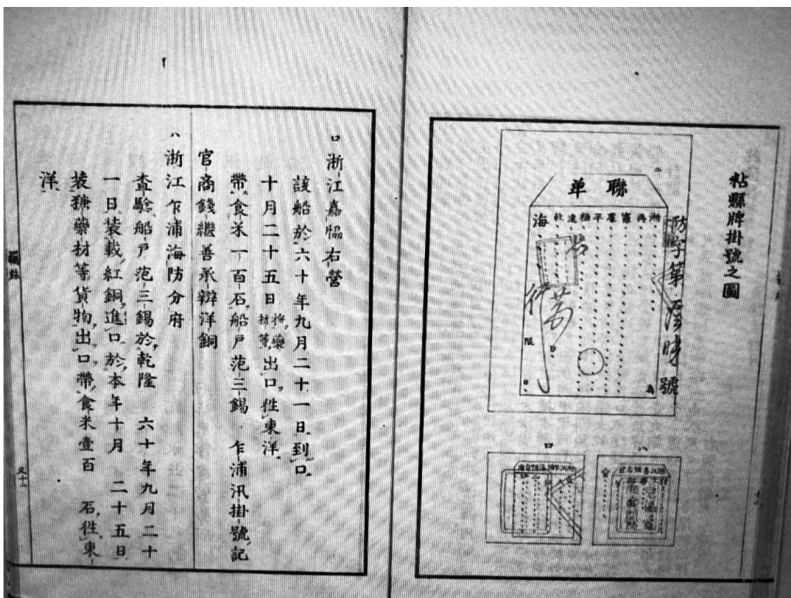
とある洋貨行の謝永和も牙人謝順興と同族と考えられる。

この船牌は当時の中日銅貿易の重要な証拠となるものであると同時に清代の海船が海外渡航に必要な手続き書類について明確に知ることが判る意味でも極めて重要である。⁴⁰⁾

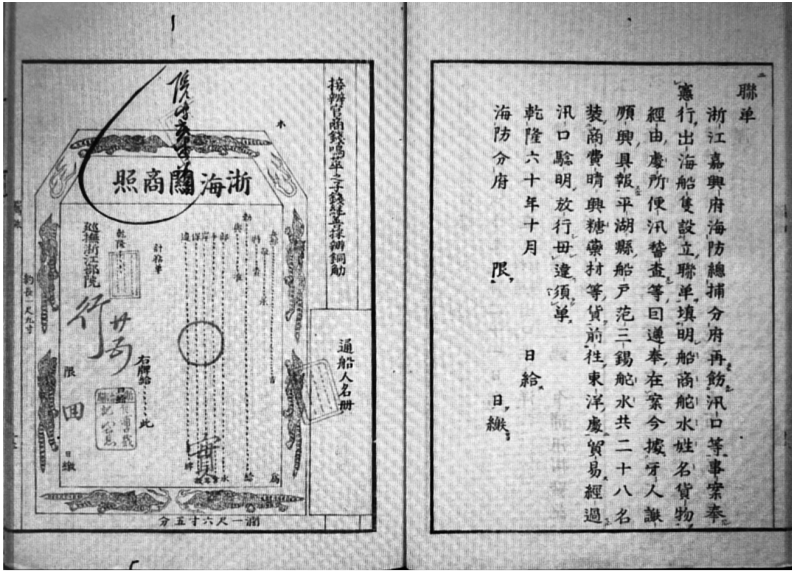
『清俗紀聞』の記述のなかで他に年代がわかる記事は無いかと確認すると、巻八、婚礼の図の中に「粧奩（嫁入道具）の目録」に「某氏八字 甲子年乙丑月丙寅日丁卯時生」⁴¹⁾とみられる甲子年が一つ手掛かりであるが、『清俗紀聞』の成立時期寛政十一年（嘉慶四、一七九九）に最も近い甲子年が嘉慶九年、文化元年、一八〇四年であることから、この干支「甲子年」は例示したものであることが判る。このことから船牌は貴重な史料であることがわかる。



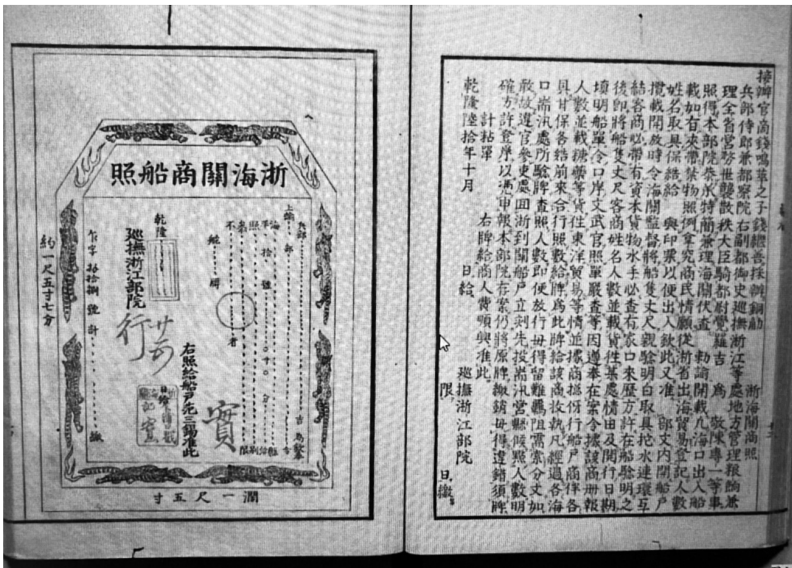
「平湖縣印照（全体図（右）と拡大図）」



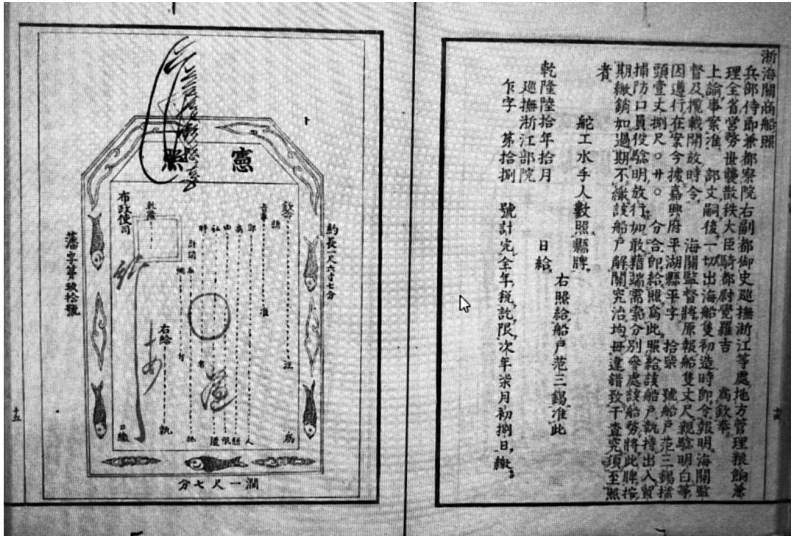
「粘縣牌掛號之圖（全体図（右）と拡大図）」



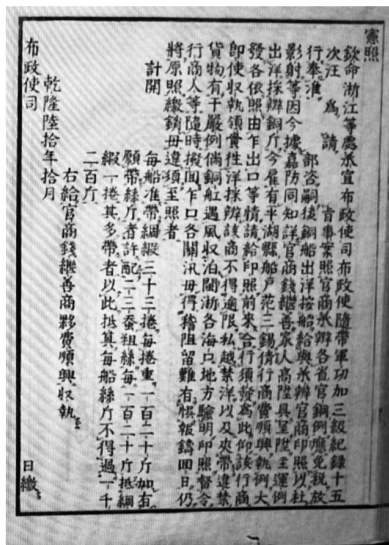
「聯單」と「浙海關船照 (全体図) (左)」



「部牌 (拡大図)」と乾隆六十年十月発行の「浙海關船照 (全体図) (左)」



「浙海關船照（拡大図）」、浙江布政司発行の「憲照（全体図）（左）」



浙江布政司発行の「憲照（拡大図）」

三 錢鳴萃の長崎銅貿易

① 日本側資料に見る錢氏

天明戊申八年（乾隆五十三年、一七八八）四月に江戸を出発して十月に長崎に至った画家の司馬江漢の旅行記に、帝命を奉て渡海する者、古は范氏、中は王氏、今は錢氏の人來る。此外十二家なり、是は自分一己の交易に渡海し、皆蘇州の人也。蘇州は日本の大坂の如き地にして南京第一の繁榮の所なり。今は七八艘のみ渡海して十三艘は來り……⁽⁴²⁾

と記している。清朝の命令を受けて、日本の長崎に貿易のために來航する商人に、范氏があり、ついで王氏そして天明八年（一七八八）、清の乾隆五十三年頃には錢氏がいた。その他に十二家商人と呼称された商人がおり、彼等は皆蘇州の人々で、蘇州は日本の大坂のような所で、南京と言っているが、江戸時代の日本人は南京と言えば、当時の江南の意味で使用していたので、蘇州は江南で最も繁榮している地であると見ていた。

ここで言われる范氏が范毓積とその家族⁽⁴³⁾であり、王氏が王世榮であり錢氏が、王氏の後の錢鳴萃を言っていることは間違いない。

日本の長崎貿易に関する『長崎會所五冊物』に、

范氏之儀、唐國商賣方不操合ニ而、取續相成かたく及潰候故、天明二寅年より王氏と唱荷主王恩輪引請商賣相逐候處、是又卯年以來、唐國官銅之役目難相調、不操合ニ罷成、范氏同様之成行ニ成候ニ付、同八年申より新商錢氏と唱荷主錢恩榮引請通商仕度願立候故、願之通御聞届被爲成。⁽⁴⁴⁾

范氏の中国での商業活動が不都合になり、天明二年（乾隆四七、一七八二）に新しく王氏と言う商人が引き継ぎ、

王恩輪がそれを担うこととなった。しかし、卯年天明癸卯三年からその業務は不調であり、范氏と同様に経営困難として、天明八年（乾隆五三、一七八八）に新商錢氏に交替することとなって、錢氏の錢恩榮がその代表として業務を継承している。

『続長崎實録大成』卷八、唐船進港并雜事之部、寛政三年の条に、

諸山出銅不進ニ付テハ、唐船定数は迄壹ヶ年十三艘ノ処、以来三艘相減ジ、年々十艘宛、錢氏十二家申合七渡來可致旨、四月十八日被命之。⁴⁶

とあるように、寛政三年に一三隻のうち三隻を減船され、一年の來航数が一〇隻になったのであるが、一隻当りの銅の輸出額には変更なかった。その時の中国側荷主が錢氏と十二家荷主であった。

乾隆二十七年（一七六二）より乾隆五十八年（一七九三）までの奏摺に記載された時期に中国が輸入した日本銅は、日本の対中国への銅輸出政策からみて中国への輸出銅の積載量は各船一〇万斤であった。

『続長崎實録大成』卷八、寛政八年（嘉慶元、一七九六）の条に、

日本渡海唐商荷主、是迄錢氏十二家ト相立之處、錢氏方ハ去年限りニテ、當冬ヨリ新商王氏ニ代リ、此末王氏ト二家ヨリ商船仕出之儀、入津ヨリ訴之。⁴⁷

とあるように、寛政八年に荷主の交替が行われ、錢氏に替わって王氏十二家となったのであった。錢氏の官商の職の継承について触れたい。乾隆五十二年五月三十日付の河南巡撫畢沅の奏摺に、

再查東洋採辦洋銅關係鼓鑄、最爲緊要、乾隆四十八年二月參商范清濟退辦引地後、其東洋採辦洋銅一事、京善監政徵瑞、奏派商人王世榮辦理、每年於范宗文引地、餘利內撥銀八萬兩、解蘇照額赴東洋、採辦洋銅五十萬五千九百六斤、解交直隸・陝西・湖北・江西・浙江・江蘇六省以供鼓鑄之用、嗣於四十九年十一月、復經徵瑞奏明王世

榮有承辦水慶號官引地、不能赴蘇採辦洋銅事務、即責成商夥王元章辦理繼因王元章、因病回籍、即係商夥錢鳴萃在蘇經理。……參商范清濟歷年積欠各省銅四十三萬斤、皆商夥錢鳴萃等經理妥善之故、奴才伏查東洋採辦洋銅關係鼓鑄必資熟手方保無悞、錢鳴萃乃浙江湖州府人、原係辦銅熟手人地相宜且知奮勉、今王世榮承辦水慶號直隸引地、現經查辦尚、需選派妥商代爲經理、則蘇州銅務、尤關緊要自當一併妥籌、以期無悞查、錢鳴萃辨銅熟手前此辦理、既經者有成效理合奏明、嗣後所有東洋採辦洋銅事務、請即交錢鳴萃一人經理、以專責成以免諉卸、每年應需銅費八萬兩、照舊在於范宗文引地餘利、內如數撥給倘有貽悞、惟該商錢鳴萃。⁴⁸

乾隆四十八年二月に參商范清濟が引地より引退後、東洋採辦洋銅の事は、商人王世榮が辦理して、洋銅五十萬五千九百六斤を採辦し、直隸・陝西・湖北・江西・浙江・江蘇六省へ銅を納め鼓鑄用に提供していた。その後、王世榮を継いだのが錢鳴萃であった。錢鳴萃は浙江湖州府の人で辨銅に熟手の人物であった。

その後の錢鳴萃については、嘉慶二年正月二十七日付の蘇凌阿と費淳の奏摺に、次のようにある。

爲遴選殷商接辦官局洋銅、請照民商成例辦理、以歸畫一仰祈聖鑒事、竊臣等接准軍機處、咨會議覆長蘆鹽政具奏、蘇州洋銅官局原係范清濟兼辦因欠項……蘇州辨銅官商錢鳴萃業經身故、……查明錢鳴萃之子錢繼善家道人才均屬平常不便接辦。……伏查官商范清濟承辦直隸・江蘇・浙江・江西・湖北・陝西六省、洋銅五十萬五千九百六斤。向係借帑辦運、以供鼓鑄、迨錢鳴萃接辦、亦係於范商引地餘息。內每年撥給銀八萬兩、作爲銅費以資辦運核計銅價、每百觔合銀十五兩八錢零、至民商承辦江蘇・浙江・江西三省洋銅、則係自出已費、並不預借官項每年辦回銅斤。⁴⁹官商范清濟の後を錢鳴萃が繼承して、官商の業務直隸・江蘇・浙江・江西・湖北・陝西六省、洋銅五十萬五千九百六斤の採辦を行うが、錢鳴萃が亡くなり、その子供の錢繼善は家道人才は平凡な人物であったため接辦のためには不適とされた。

② 清代檔案に見る錢氏

このような錢鳴萃がどのようにして蘇州辦銅官商になっていくか清朝の檔案等の記録から見てみたい。閩浙總督革職留任喀爾吉善の乾隆十七年四月十五日付の奏摺に、次のように見られる。

謹奏爲奏明收買洋銅、以供鼓鑄事、竊照閩省開局鼓鑄、歷係委員赴滇採辦、滇銅運閩、濟用其東洋銅舳、遇有江浙商人自備資本在番、購運回棹中途遭風飄収閩境者、向准本商呈明官爲收買以供鼓鑄歷年奏准遵行有案。茲本年正月內……據泉州關口委員稟報、有浙江歸安縣商人錢鳴萃、行商汪天順、自備資本、商船裝載貨物、於乾隆十五年九月內、由乍浦出口、往販東洋、因本船銅貨太多。不能裝載回棹、延至乾隆十六年九月內在東洋配搭江蘇長洲縣王隆順洋船、裝載紅銅海菜等貨開行回浙洋中陡遇颶風、棄桅失舵、槓損損壞、飄至閩省泉州海口収泊。人船幸獲保全。……商人錢鳴萃所載洋銅、除在泉發賣外、共運到毛銅一十二萬五千一百八十四舳、驗係九七色每百舳、應補色三舳、折實淨銅一十二萬一千五百三十九舳十三兩八錢二分五釐。照前次收買陳明傳・高日新等洋銅之例、每百舳、給價銀一十七兩五錢共應價銀二萬一千二百六十九兩一錢二分六釐二毫一絲九微三纖七沙五塵、則於局鑄錢文扣回工本內動給等情前來。……輸海關稅銀業經商人錢鳴萃遵照部行按數完納。⁵⁰⁾

福建省では鼓鑄用の銅は、滇すなわち雲南省に赴いて滇銅を採辦していたが、東洋銅こと日本銅を利用できることになった。それは、福建省に漂着した貿易船に搭載された東洋銅を使うことになった。その銅を搭載したのは浙江省歸安縣の商人錢鳴萃の行商汪天順が自備資本により商船に搭載した貨物であった。しかし汪天順船では銅を全て搭載帰帆できず、江蘇省長洲縣王隆順洋船に紅銅すなわち洋銅や、海菜すなわち昆布などの貨物を裝載して、帰帆中に泉州海口に漂着したのであった。

乾隆二十九年正月初十日付の大學士管浙閩總督事楊廷璋と福建巡撫の定長の奏摺に、

奏請動項收買洋銅、以供鼓鑄、仰祈聖鑒事、竊照閩省鼓鑄文、需用銅觔、向係買自滇省運回、應用近因滇銅出產、現無存積、萬里長途、往返辦運、維艱非二三年、不能全數運回、銅觔時虞缺悞、是以自乾隆五年開爐以來、凡遇洋銅遭風飄閩者、或官六民四、或全數收買、交局備鑄、俱照定價每百觔、給銀一十七兩五錢。……茲有浙省商人王兆揚、自備資本、於乾隆二十七年十月內、遵例請領浙藩司牌照、由乍浦出口前往東洋販回洋銅一千七百一十五箱、并海參鰓魚等貨、於二八年十月十二日回棹、在洋遭颶船漏舵傷拋棄雜貨等物。⁵¹

とあり、錢鳴萃の行商汪天順が日本から帰帆途中、福建省に漂着し、その積載していた洋銅を福建省に売却し、福建省の鼓鑄に遣われた例にならない乾隆二十七年十月に福建省に漂着した浙省商人王兆揚の洋銅一千七百一十五箱約十萬七千斤を福建省が購入する事になった。

『高宗實錄』卷九百一、乾隆三十七年（一七七二）二月癸酉（八日）の條に、

諭軍機大臣等、戶部奏、據原任山東平度州知州錢鳴萃、呈控蘇州額商楊裕和之子楊宏孚等、構夥欺隱洋銅。數逾百餘萬觔。請敕交江蘇查辦一摺。該商等每年按額發船辦銅。官買所餘。聽其自售。後即減去二船。而交官仍依定額觔數。此係積年遵行之事。該商等計圖贏餘。原屬情所必有。但何至每年增辦九十餘萬、及一百餘萬觔之多。閱錢鳴萃呈內。稱銅鉛皆收浙省乍浦海口。均有報案可憑。該商如果欺隱多銅。進口時自不能掩飾。該口各年。並有簿籍可稽。一經提取覈對。其真偽無難立辨。所有此案情節。已有旨交高晉、薩載、會同富勒渾查辦。著再傳諭該督撫等、即行秉公確覈。徹底清查明確。具摺覆奏。⁵²

とあり、山東平度州知州の錢鳴萃が、蘇州額商楊裕和の子楊宏孚等が洋銅を欺隱したとして訴えたのであった、その數量は百餘萬觔を超えているとのことであった。蘇州額商楊裕和は長く日本との洋銅貿易に従事していた額商であった。黄掌綸撰の嘉慶『長蘆鹽法志』二十卷の卷十二、賦課下、商雜課目に、

參課。繫於乾隆四十八年巡鹽御史徵瑞奏言長蘆各參商虛懸帑本息銀悉屬無著之項據通綱衆商議請分作五年歸款、……再查商人王世榮、因獨肩銅務、資本不敷、據呈準令自五十一年爲始、免交二錢銀兩、原以爲貼補銅費之用、今銅務業於上年奏交錢鳴萃辦理、則五十三年以後、王世榮除官引準其免交外、其自置引地、仍令按引交納、以昭畫一。五十四年、又奏言、商捐二錢參課內、請除每年應發撥船津貼飯食、……⁽⁵³⁾とあり、長蘆塩商王世榮に替わり、乾隆五十三年以降において錢鳴萃が辦理するようになったことがわかる。

乾隆五十二年五月三十日付の河南巡撫畢沅の奏摺に以下のようにある。

再查、東洋採辦洋銅、關係鼓鑄、最爲緊要。乾隆四十八年二月參商范清濟退辦引地後、其東洋採辦洋銅一事、經前鹽政徵瑞奏派商人王世榮辦理、每年於范宗文引地餘利內、撥銀八萬兩、解蘇照額、赴東洋採辦洋銅五十萬五千九百六斤、解交直隸・陝西・湖北・江西・浙江・江蘇六省、以供鼓鑄之用、嗣於四十九年十一月、復經徵瑞奏明、王世榮有承辦永慶號官引地、不能蘇採辦洋銅事務、即責成商夥王元章辦理、繼因王元章因病回籍、即係商夥錢鳴萃、在蘇經理。奴才到任後、留心查察、知蘇州辦理銅務、尚屬妥協、自四十八年承辦以來、於四十九年即已償歸年清年欸、並代完過參商范清濟歷年積欠各省銅四十三萬餘斤、皆商夥錢鳴萃等經理妥善之故。奴才伏查東洋採辦洋銅關係鼓鑄必資熟手、方保無悞、錢鳴萃乃浙江湖州府人、原辦銅熟手人、地相宜且知奮勉。今王世榮承辦永慶號直隸引地、現經查辦、尚需選派妥商、代爲經理、則蘇州銅務、尤關緊要、自當一併妥籌、以期無悞。查錢鳴萃委係辦銅熟手、前此辦理、既經著有成效、理合奏明、嗣後所有東洋採辦洋銅事務、請即交錢鳴萃一人、經理以專責成、以免諉卸、每年應需銅費銀八萬兩、照舊在范宗文引地、餘利內如數、撥給倘有貽悞、惟該商錢鳴萃、是問。奴才仍留心、不時查察、如有不妥、隨時奏明辦理、如此則事歸實。在該商錢鳴萃瞻顧責成、自必益加奮勉銅務、可期永遠無悞矣。理合附摺奏聞、謹奏。

硃批「覽」⁵⁴

河南巡撫畢沅が、東洋採辦洋銅について述べた。乾隆四十八年二月に范清濟が長蘆鹽商としての業務が停滯し、新商王世榮が承辦し、洋銅採辦事業も、王世榮が引き継ぐこととなった。しかし、王世榮は引き継いだ永慶號引地の経営が多忙であり、蘇州に赴いて銅務を行うこと無く、王世榮の商夥である王元章に任じたままであった。その王元章が病のため本籍に帰郷したため、同じく商夥である錢鳴萃が蘇州で經理することとなった。錢鳴萃は浙江省湖州府の人で、范清濟の時代より銅務に従事し、この業務を熟知した人物であった。

そこで、王世榮に替わって錢鳴萃が東洋採辦洋銅の業務を担当することになった。

長蘆巡鹽御史の穆騰額の乾隆五十三年（一七八八）六月二十四日付の再奏に、

再查、乾隆五十年十二月商人王世榮因獨肩銅務、資本不敷、呈請自五十一年爲始、免交二錢銀兩、當據署運使龍舜琴、詳請前鹽政徵瑞、俟屆期具奏時、另於摺內聲明在案。奴才查前鹽政徵瑞、准令王世榮免交二錢銀兩、原以此項爲貼補銅費之用、今銅務業於上年、經奴才奏明、另交錢鳴萃辦理、自五十三年以後、王世榮名下、王徽二錢銀項、除官引地、准其免交外、所有自置引地、仍令按引交納、以昭畫一、謹奏。

硃批「覽」⁵⁵

とあるように、王世榮の銅務を錢鳴萃が引き継ぐのは乾隆五十三年以後であったことは確かである。しかし、それ以前の乾隆五十年十二月以降において王世榮の銅務が不調を来していたことが知られる。

③ 錢氏と辨銅貿易

清代の檔案に見られる「洋銅」の乍浦に入港した數量を官商王世榮と錢鳴萃の時期における數量を整理したのが次の表1である。

表1 乾隆49-58年(1784-1793)採辦洋銅辦回船隻

西曆	中国曆	官商名	乍浦進港銅(箱)	積載銅斤	出典
1784年	乾隆49年分	王世榮			
1785年	乾隆50年分	王世榮	洋銅 5,600箱	560,000斤	— 50/12/28
1786年	乾隆51年分	王世榮	洋銅 13,203箱	1,320,300斤	宮 51/12/26
1787年	乾隆52年分	王世榮	洋銅 4,200箱	420,000斤	宮 52/12/19
1788年	乾隆53年分	錢鳴萃	洋銅 8,189箱	810,000斤	宮 53/12/20
1789年	乾隆54年分	錢鳴萃	洋銅 11,317箱	1,131,700斤	宮 54/12/21
1790年	乾隆55年分	錢鳴萃	洋銅 6,400箱	640,000斤	— 55/12/5
1791年	乾隆56年分	錢鳴萃	洋銅 7,000箱	700,000斤	— 56/12/12
1792年	乾隆57年分	錢鳴萃	洋銅 7,000箱	700,000斤	— 57/12/8
1793年	乾隆58年分	錢鳴萃	洋銅 7,000箱	700,000斤	— 58/12/12
出典：「—」は中国第一歴史檔案館所藏硃批奏摺 「宮」は台湾・故宮博物院所藏宮中檔案					

道光『乍浦備志』卷十四、前明倭變に、

從彼國裝載銅斤、及雜物回乍、通年一年兩次、官辦銅斤、共以一百二十萬斤、爲額每一次各船分載十萬觔。⁵⁶⁾

とあり、乍浦から日本へ赴いた唐船は毎船十萬斤の洋銅すなわち日本銅を中国にもたらした。当時の乍浦は乾隆三十四年七月二十一日付の浙江巡撫覺羅永徳の奏摺に、

海關奏銷考覈寧・溫・乍浦三大口、年征正耗盈餘銀兩、

寧關計額征銀二萬一千二百四十餘兩。溫關計額征銀九

千九百七十餘兩、乍浦一關、則額征銀三萬六千八百六

十餘兩、計乍浦額稅較寧・溫兩關數多一二倍、乃寧溫

二口向例均委巡道管理獨稅多之乍浦。⁵⁷⁾

とあり、浙江海關に属する浙海關には大小二一の口岸があるが、寧波海關、温州海關、乍浦海關が主要な三口である。

この三口の税額は寧波が三二・二%、温州が一四・六%、乍浦が六四・二%と乍浦が最大で、寧波、温州を圧倒していた。それは後述のように、乍浦が対日貿易の重要な港口であったからである。

乾隆四十八年当時、

収到洋船一隻、運回銅觔、一千箱計十萬觔⁽⁵⁸⁾

とあるように、毎船十萬斤と日本側で定められ、一千箱で十萬斤ということは、一箱百斤およそ六〇キログラムの重量であった。そのため各船も十萬斤およそ六〇トンで、一千箱を搭載して帰来したのである。

官商錢鳴萃の時期に日本から乾隆五十三年（天明八、一七八八）から乾隆五十八年（寛政五、一七九三）の五ヶ年間は洋銅すなわち日本銅を毎年ほぼ七十萬斤を持ち帰っている。当時の日本から中国に渡される銅は毎年一隻十萬斤、合計百萬斤であったことになる。この時期の官商錢鳴萃による湖北省や陝西省に輸入した洋銅と日本銅の分配輸送記録が以下のように見られる。

乾隆五十三年四月初三日付の江蘇巡撫閔鶚元の奏摺に、

茲查蘇州官商錢鳴萃、辦解湖北省乾隆五十二年正帶銅五萬八百觔。又辦解江西省乾隆五十一年兩年正帶銅共十萬三千二百觔。又帶前商王世榮短交五十年分六百六十三觔。於乾隆五十三年正月二十日自蘇起程。⁽⁵⁹⁾

とあり、蘇州官商錢鳴萃が湖北省の乾隆五十二年分の洋銅五萬八百觔、江西省の五十一年分、五十二年分と合計十萬三千二百觔、そして前商王世榮の未納分六百六十三觔を乾隆五十三年正月二十日より輸送を始めたことがわかる。

乾隆五十三年四月初七日付の安徽巡撫陳用敷の奏摺に、

安徽道張士範詳稱蘇州官商辦解江西省乾隆五十一年正額餘銅五萬一千六百觔。五十二年正額餘銅五萬一千六百觔。五十錢鳴萃、年分短解正耗銅六百六十三觔零、又辦解湖北省乾隆五十二年正額餘銅五萬八百觔。於乾隆五十

三年二月十六日入安徽省之當塗縣境在蕪湖縣、阻風二日、於三月初二日、交替江西之彭澤縣接護出境訖。⁽⁶⁰⁾

とあるように、錢鳴萃は江西省の五十一年分、五十二年分や湖北省の洋銅の輸送を開始した。

乾隆五十三年五月二十日付の安徽撫陳用敷の奏摺に、

茲查江蘇官商錢鳴萃、解連江西省寶昌錢局、乾隆五十一年額辦洋銅五萬斤、備帶餘銅一千六百斤、五十二年額洋銅五萬斤備帶餘銅一千六百斤、並補解、五十年短交正耗銅六百六十三斤、於本年正月二十日、自蘇起程、三月初二日、由安徽水路、入江西彭澤縣境、在金剛料地方、阻風三日、暫姑塘關查驗納料耽延一時。⁶¹とあり、江蘇官商錢鳴萃は江西省寶昌錢局へ洋銅の輸送を行っている。

乾隆五十三年六月二十日付の兩江總督兼署江蘇巡撫書麟の奏摺に、

茲查蘇州官商錢鳴萃、辦解直隸省乾隆五十三年正帶共銅二十五萬二千五百斤、內除上屆長交銅三百一十八斤、外實解銅二十五萬二千一百八十二斤、於乾隆五十三年五月十一日自蘇州起程。⁶²

とあり、蘇州官商錢鳴萃が直隸省の乾隆五十三年分の二十五萬二千五百斤等を輸送を開始した。

乾隆五十三年十二月二十日付の浙江巡撫覺羅琅玕の奏摺に、

爲官商辦運銅舫過境日期遵例彙奏事。……查明官商辦運銅舫數目、並入境出境日期、詳請彙奏前來。臣查乾隆五十三年分、據官商錢鳴萃等節次辦回鼓鑄洋銅、並五十二年十二月內、續回銅船、銅船因風不順進口、羈遲上年不及入奏者共計洋銅八千一百八十九箱、計銅八十一萬八千九百觔、先後由嘉慶府屬之乍浦進口入境、除浙省錢局留銅五萬二千觔、餘銅七十六萬六千九百觔、俱即催令運赴蘇州官局交收經沿途各縣加謹防護、催儻出境。並無逗留及偷盜沈溺等弊相應遵例。⁶³

と、錢鳴萃等が順次、辦回した鼓鑄用の洋銅を乾隆五十二年十二月の内に、銅船が齎した洋銅八千一百八十九箱、合計銅八十一萬八千九百觔を、前後して嘉慶府屬之乍浦より進口入境し、浙江省の錢局への洋銅五萬二千觔を除外した七十六萬六千九百觔が蘇州に送り、蘇州から各省に送られることになる。

乾隆五十四年三月初八日付の江蘇巡撫閔鶚元の奏摺に、

茲查蘇州官商錢鳴萃、辦解陝西省乾隆五十三年兩年正帶銅十萬一千九百六觔零。又辦解湖北省乾隆五十三年正帶銅五萬八觔。於乾隆五十三年十二月二十八日自蘇州起程。於五十四年二月初六日出江寧縣境。⁽⁶⁴⁾とあり、陝西省の乾隆五十三、四年兩年の輸送を開始した。

乾隆五十四年四月十六日付の江西巡撫何裕城の奏摺に、

茲查蘇州官商錢鳴萃、解運湖北省乾隆五十三年額銅五萬斤餘銅八百斤共五萬八觔。又解陝西省乾隆五十三年額銅五萬斤補色餘銅八百斤。乾隆五十四年額銅五萬斤、補色餘銅八百斤、補交乾隆五十二年短秤不敷銅三百六斤零、共十萬一千九百六斤零、俱於乾隆五十四年二月二十一日自安徽東流縣水路入江西彭澤縣境在金剛料阻風二日、二十六日經江西德化縣交湖北蕪州接替訖。⁽⁶⁵⁾

とあり、錢鳴萃が湖北省の乾隆五十三年分額銅五萬八觔。又陝西省の乾隆五十三年額銅五萬斤等の輸送に従事している。

乾隆五十四年五月二十四日付の江蘇巡撫閔鶚元の奏摺に、

茲查蘇州官商錢鳴萃、辦解直隸省乾隆五十四年分正額銅二十五萬觔。隨帶補秤銅二千五百觔、於乾隆五十四年四月初五日自蘇州起程前赴直隸交收。⁽⁶⁶⁾

とあり、直隸省へ収める乾隆五十四年分の正額銅二十五萬觔を蘇州から四月初五日より輸送を開始している。

四 結語

清の乾隆年間末期から嘉慶年間の初期に相当する江戸寛政期の日中関係の一成果として『清俗紀聞』がある。この

『清俗紀聞』に見られる「船牌」の記述の分析を通じて、錢鳴萃の対日銅貿易の状況について述べた。

『清俗紀聞』は、寛政十一年（一七九九）刊行当時の長崎奉行中川忠英のもとに近藤重藏の幕臣や長崎の貿易関係者そして長崎来航の唐人等の協力を得て完成したものである。江戸時代のいわゆる「鎖国」時代の長崎に来航した唐人中国人から中国の江南等の風俗・慣行・文物について聞き書きし、繪圖をそえてまとめた書である。その中の巻十、羈旅に「船牌」が見られる。「船牌」は乾隆六十年（寛政七、一七九五）当時に長崎来航した唐船が出港時に中国の海関すなわち税関等から出港許可を得た関係許可書を掲載している。日本との銅貿易に従事した唐荷主の錢氏の事績の一端や乍浦の船行すなわち牙行の存在なども知られる貴重な史料を提供している。官商錢鳴萃の時期に日本から乾隆五十三年（天明八、一七八八）から乾隆五十八年（寛政五、一七九三）の五ヶ年間は洋銅すなわち日本銅を毎年ほぼ七十万斤を持ち帰った。当時の日本から中国に渡される銅は毎年一隻十萬斤、合計百万斤であったからその内の七十%が錢氏の差配で日本から中国乍浦へ運ばれた。その後、官商錢鳴萃の指揮の下に湖北省や陝西省に洋銅こと日本銅が分配輸送されたのであった。

注

- (1) 村上二弥「解説」、孫伯醇・村上二弥編『清俗紀聞』東洋文庫六二、平凡社、一九六六年三月、二二七頁。
- (2) 村上二弥「解説」一五二頁。
- (3) 『新訂寛政重修諸家譜』卷二六二、刊本第五卷、続群書類従完成会、一九六四年二月、第五、四〇頁。
- (4) 竹内誠・深井雅海編『日本近世人名辞典』吉川弘文館、二〇〇五年二月、七二七頁。
- (5) 『続長崎實録大成』長崎文献社、一九七四年二月、二頁。
- (6) 『続長崎實録大成』長崎文献社、三頁。

- (7) 荒木裕行・戸森麻衣子・藤田覚『長崎奉行遠山景晋日記』清文堂出版、二〇〇五年十二月。
- (8) 『改訂増補内閣文庫藏書印傳譜』国立公文書館、一九八一年三月、八九頁。
- (9) 孫伯醇・村上二弥編『清俗紀聞一』東洋文庫六二、平凡社、一九六六年三月、附言、一頁。
- (10) 西田元子『續清朝探事』について——寛政年間における清国文物への関心——『参考書誌研究』(国会図書館) 第三四卷、一九八八年七月、一一一九頁。
- (11) 西田元子『續清朝探事』について——寛政年間における清国文物への関心——『参考書誌研究』一八頁。
- (12) 葛継勇・許浩『清朝探事』研究』上海社会科学出版社、二〇〇四年一月。
- (13) 村上二弥「解説」、孫伯醇・村上二弥編『清俗紀聞一』一二八頁。
- (14) 孫伯醇・村上二弥編『清俗紀聞一』東洋文庫六二、平凡社、一九六六年三月、附言、一頁。
- (15) 竹内誠・深井雅海編『日本近世人名辞典』五九頁。
- (16) 永見徳太郎「長崎乃(の)美術史」夏汀堂、一九二七年一月、一〇、一三頁。
- (17) 陰里鐵郎編『川原慶賀と長崎派』日本の美術之。三二九、至文堂、一九九三年一〇月、二六頁。
- (18) 永見徳太郎「長崎乃(の)美術史」夏汀堂、一三頁。
- (19) 竹内誠・深井雅海編『日本近世人名辞典』三九四頁。
- (20) 同書。
- (21) 村上二弥「解説」、孫伯醇・村上二弥編『清俗紀聞一』一五三頁。
- (22) 長崎史談會編『長崎名所圖繪』長崎史談會、一九三一年四月跋、二四三頁。
- (23) 同書、二三八―二四一頁。松浦章「長崎来航船舶主による書法需要の一形態」、『関西大学東西学術研究所紀要』第五三輯、A六
一―A八二頁、二〇二〇年四月。松浦章・許浩共著「赴日清人書法與江戸時代日本对中国書法的接受」、『故宫博物院院刊』二〇二
四年〇六期、総二六六期、(二〇二四年六月) 一一二(一一一―一一三)頁。
- (24) 大庭脩編『唐船進港回棹録』島原本唐人風説書・割符留帳』関西大学東西学術研究所、一九七四年三月、二六三頁。
- (25) 孫伯醇・村上二弥編『清俗紀聞二』東洋文庫七〇、平凡社、一九六六年七月、九二―一〇二頁。
- (26) 孫伯醇・村上二弥編『清俗紀聞二』一四八―一四九頁。

- (27) 同書、九五頁。
- (28) 同書、九五頁。
- (29) 松浦章『清代海外貿易の研究』朋友書店、二〇〇二年一月、二八五、二九〇、二九二頁。
- (30) 同書、九八頁。
- (31) 松浦章『清代海外貿易の研究』一五〇―一五一頁。
- (32) 『続長崎實録大成』長崎文献社、一九八頁。
- (33) 孫伯醇・村上二弥編『清俗紀聞二』一〇二頁。
- (34) 大庭脩編『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』二六〇頁。
- (35) 孫伯醇・村上二弥編『清俗紀聞二』一一四頁。
- (36) 同書、九六頁。
- (37) 同書、一〇九頁。
- (38) 加藤繁『清代福建江蘇の船行に就いて』、加藤繁『支那經濟史考証』下、東洋文庫、一九五二年三月初版、一九六五年四月再版、五八五―五九四頁。
- (39) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第五五輯、四四八―四四九頁。乾隆四十八年三月二十一日付の江蘇巡撫閔鶚元の奏摺。
- (40) 松浦章『清代海関と中国海船』、松浦章『清代海外貿易の研究』五八三―五九八頁。
- (41) 孫伯醇・村上二弥編『清俗紀聞二』五一頁。
- (42) 司馬江漢『西遊旅譚』卷三、七丁裏、『畫圖西遊譚』（複製縮刷版）中外書房、一九六六年六月。
- (43) 松浦章『清代貿易史の研究』一四七―一五〇頁。
- 松浦章著・李小林譯『清代海外貿易史研究』上冊、一三九―一四二頁。
- (44) 松浦章『清代貿易史の研究』一五〇―一五一頁。
- 松浦章著・李小林譯『清代海外貿易史研究』上冊、一四三―一四四頁。
- (45) 長崎縣史編纂委員會編『長崎縣史 史料編第四』吉川弘文館、一九六五年三月、六六頁。
- (46) 『長崎文献叢書第一集・第四卷 続長崎實録大成』一九五―一九六頁。

- (47) 『長崎文献叢書第一集・第四卷 続長崎實録大成』一九八頁。
- (48) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第六十四輯。五六一―五六二頁。
- (49) 『宮中檔嘉慶朝奏摺』第一輯、国立故宫博物院、六五五―六五六頁。
- (50) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二輯、国立故宫博物院、一九八二年六月、六八八―六八九頁。閩浙總督革職留任喀爾吉善の乾隆十七年四月十五日付の奏摺。
- (51) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二〇輯、国立故宫博物院、一九八三年二月、二九二―二九三頁。乾隆二十九年正月初十日付の大學士管浙閩總督事楊廷璋と福建巡撫の定長の奏摺。
- (52) 『高宗實錄』卷九百二、乾隆三十七年（一七七二）二月癸酉（八日）の條。『清實錄』第一〇冊、『高宗實錄』一一一、中華書局、一九八六年五月、四一―四三頁。
- (53) 嘉慶『長蘆鹽法志』、『續修四庫全書』八四〇、史部、政書類、八四〇、上海古籍出版社、二二七頁。
- (54) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第六四輯、国立故宫博物院、一九八七年二月、五六一―五六二頁。
- (55) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第六四輯、六九四頁。
- (56) 『中國地方志集成 鄉鎮志專輯二〇』上海書店、一九九二年七月、二二〇頁。
- (57) 『中國歷史檔案館所藏、硃批奏摺、一三七四―一三七六コマ。『明清檔案』A二〇八一―五。
- (58) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第五五輯、国立故宫博物院、一九八六年一〇月、四四八頁。乾隆四十八年三月二十一日付の江蘇巡撫閔鶚元の奏摺。
- (59) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第六七輯、国立故宫博物院、一九八七年一月、六九五―六九六頁。乾隆五十三年四月初三日付の江蘇巡撫閔鶚元の奏摺。
- (60) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第六七輯、七四二頁。乾隆五十三年四月初七日付の安徽巡撫陳用敷の奏摺。
- (61) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第六八輯、国立故宫博物院、一九八七年二月、二九六頁。乾隆五十三年五月二十日付の安徽巡撫陳用敷の奏摺。
- (62) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第六八輯、五九五頁。乾隆五十三年六月二十日付の兩江總督兼署江蘇巡撫書麟の奏摺。
- (63) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第七〇輯、国立故宫博物院、一九八八年二月、六九六頁。乾隆五十三年十二月二十日付の浙江巡撫覺羅琅玕

の奏摺。

(64) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第七一輯、国立故宮博物院、一九八八年三月、四〇七頁。乾隆五十四年三月初八日付の江蘇巡撫閔鶚元の奏摺。

(65) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第七一輯、六六〇頁。乾隆五十四年四月十六日付の江西巡撫何裕城の奏摺。

(66) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第七二輯、国立故宮博物院、一九八八年四月、六三～六四頁。乾隆五十四年五月二十四日付の江蘇巡撫閔鶚元の奏摺。